

一般財団法人日本総合研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本総合研究所（英文名 JAPAN RESEARCH INSTITUTE）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、急速に変化するわが国経済社会・国民生活において発生する各種の経済社会・国民生活上及び産業経営上の諸問題の解決策に関し、諸学の総合的見地から調査研究を行うほか、教育普及、国際交流等の諸活動を通して、経済社会及び国民生活の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経済社会・国民生活上及び産業経営上の諸問題に関する調査研究
- (2) 経済社会・国民生活上及び産業経営上の諸問題に関する情報の提供
- (3) 経済社会・国民生活上及び産業経営上の諸問題に関するセミナー等
- (4) 経済社会・国民生活上及び産業経営上の諸問題に関する人材の育成
- (5) 経済社会・国民生活上及び産業経営上の諸問題に関する国際交流の促進
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたも

のを基本財産とする。

- 2 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 3 基本財産の一部を処分する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に、評議員5名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179

条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第 11 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 9 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第 12 条 評議員に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 評議員会

（構成）

- 第 13 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第 14 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

- 第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

- 第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 評議員の解任
- (2) 監事の解任
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第 9 条及び第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 19 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうち2名並びに理事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間備え置かなければならない。第19条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第6章 役員

（役員の設置）

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上8名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、必要に応じて、1名を会長、1名を副理事長、1名を所長とすることができる。
- 3 前項の理事長及び会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び所長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、会長、副理事長及び所長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその親族等である理事合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は、理事長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは理事長の職務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 所長は、理事長、会長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 6 理事長、会長、副理事長及び所長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
 - 4 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

- 第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残任期間とする。
 - 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

- 第 28 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 7 章 理事会

（構成）

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、会長、副理事長、所長の選定及び解職

（招集）

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、会長が理事会を招集する。

（議長）

第 32 条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、会長が理事会の議長となる。

（決議）

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第 34 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときはこの限りでない。

（報告の省略）

第 35 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 6 項に規定する報告については、適用しない。

（議事録）

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 37 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 10 条についても適用する。

（解散）

第 38 条 この法人は、法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の処分制限）

第 39 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

（公告）

第 41 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 設置等

（事務局）

第 42 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(研究主幹)

第 43 条 この法人に研究主幹を置くことができる。

- 2 研究主幹は、次の者から選任する。
 - (1) この法人の理事、又は理事の経験者
 - (2) 学識経験を有する者
- 3 研究主幹は、次の職務を行う。
 - (1) 代表理事からの相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。
- 4 研究主幹の選任は、理事会において決議する。

(規則の制定)

第 44 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な規則は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、寺島実郎及び野田一夫とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、富永哲郎及び松岡斉とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

川村亘璋	高辻正基	高橋啓子	天明 茂
久恒啓一	弘中弘満	古矢眞義	山内一朗